

第5回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成30年8月10日(金) 15時から17時10分
2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室
3. 出席委員 (17名)

井上 治康 会長	山口 弘行 委員
北原 康德 会長代理	柿原 栄司 委員
税田 悟 委員	焼山 穂積 委員
内藤 茂正 委員	平山 文雄 委員
川波 康利 委員	平田 豊美 委員 (欠席)
田邊 直美 委員 (欠席)	神本 明彦 委員
山田 善悟 委員	倉掛 喜人 委員
柳 幸敏 委員	前田 政實 委員
段浦 眞由美 委員	矢野 榮 委員
熊本 福實 委員	

4. 付議事項

議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 議案第1号 平成30年8月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

その他

○農業者年金制度の概要・加入促進について

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

熊本 福實 委員、 山口 弘行 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 林田 真弓

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成30年度第5回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、5番 田邊委員と14番 平田委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数19名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしく申し上げます。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。</p> <p>次第2、会長挨拶でございます。会長よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名をいたします。9番 熊本委員と10番 山口委員にお願いをいたします。</p>
事務局	<p>よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号7を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

事務局	<p>(報告第2号 番号1～番号2を読みあげる)</p> <p>以上ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 平成30年8月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。 議案第1号 平成30年8月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第1号 平成30年8月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書8ページをお開き下さい。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図2ページから3ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、9ページの調査書 番号1をご覧ください。 以上ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p>

	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。
30:05	(全員賛成)
議 長	議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書10ページをお開きください。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。
事務局	(番号1を読みあげる)
	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 医薬品製造販売業の譲受人は、敷地内の従業員駐車場として使用している箇所に新たに建物を増築しており、従業員駐車場が不足した状態となっております。その不足分を補うために、申請地購入し駐車場として整備する目的での転用申請です。 駐車場は38台分の計画となっております。ただし、申請地は平成10年頃から徐々に地上げ等がなされており、現状は農地とはいえない状況であることから、始末書を添付しての転用となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、おおむね500m以内に本田脳神経外科とくさば内科があり、東側及び北側は、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m以上の道路に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願いします。
15番	申請者の工場と道路を挟んだ土地で現状は空き地になっています。社員用駐車場として使用されるということで、草をとって整地すればそのまま使えると思います。社員用なので朝夕の出入りは多いと思いますが、通常は周りの方たちに大きな迷惑にはならないかなと思います。雨水の問題ですが、現状のままなので問題はないかと思います。以上です。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	何も問題はないと思います。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。

<p>議 長</p>	<p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、アパート住まいですが、現在の住居では手狭であることから、申請地を購入して住宅を建築するための転用申請です。 建物としましては、木造平屋、建築面積124.41㎡の住宅を建設される計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第3号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
<p>2 番</p>	<p>野菜畑として使用されていまして。前に旧道があり</p>
<p>議 長</p>	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。雨水の排水管や、上下水道も通っており問題はないと思います。</p>
<p>会長代理</p>	<p>問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第3号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号3を読みあげる)</p>
<p>事務局</p>	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 宅地建物取引業の譲受人は申請地の畑905㎡を購入し、山林3筆、面積1,468㎡と合せて、9区画の宅地分譲地として販売する目的での転用申請となっております。 通常、宅地分譲のみの農地転用は許可されませんが、都市計画法に基づき指定された用途地域内にある農地で宅地建物取引業の免許を取得しているものが行う転用については、例外的に転用が可能となっております。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第</p>

	<p>1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
13番	<p>現状は竹藪になっています。周りに住宅があり、上下水も問題はないと思います。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>別にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号4を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、譲渡人から申請地を購入及び借り受けて、集合住宅を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積304.24㎡の1棟10戸の集合住宅を建設する計画となっています。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号4について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
18番	<p>2年ほど前に裏にアパートを2棟建ててあり、排水等、前回と同じようにされるので問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>別にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>

議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号5を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、譲渡人から申請地を購入及び借り受けて、集合住宅を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積294.47㎡の1棟10戸の集合住宅を建設する計画となっています。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号5について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
15番	<p>南側は道路を挟んで個人住宅があり、西側北側は畑になっています。業者の説明では上水道管は既存の水道管は養生が不足していて、新たに設置しました。下水道管、雨水管は、既存の管にながす予定になっております。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>別にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号5は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号6について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号6を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、譲渡人から申請地を購入及び借り受けて、集合住宅を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積288.38㎡を1棟、同じく建築面積295.07㎡を1棟、合計2棟の集合住宅を建設する計画となっています。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺</p>

	<p>農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号6について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
15番	<p>申請地が番号5の隣であり、内容的にも1棟が2棟に変わっただけで問題はありません。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>別にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号6に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号6は全員賛成にて可決をいたします。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をして下さい。</p>
事務局	<p>次第5 その他 ○農業者年金制度の概要・加入促進について ○遊休農地（農地パトロール）現地調査について</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。</p>
会長代理	<p>これをもちまして、第5回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">17:10 終了</p>